

議案第 8 号

海老名市環境審議会条例の一部改正について

海老名市環境審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

所掌事項の明確化、部会の設置等により、専門性の高い審議事項に対応したいため

海老名市環境審議会条例の一部を改正する条例

海老名市環境審議会条例（平成１１年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「環境基本計画」を「海老名市環境基本計画の策定及び変更」に改め、同条第２号を次のように改める。

（２） 海老名環境マネジメントシステムに関すること。

第２条第３号中「前２号」を「前各号」に改め、同号を同条第５号とし、同条第２号の次に次の２号を加える。

（３） 廃棄物対策に関すること。

（４） 自然緑地保全区域等の指定等に関すること。

第３条第１項中「組織する」を「組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する」に改め、同項に次の各号を加える。

（１） 学識経験を有する者

（２） 環境分野に関する知見を有する者

（３） 公共の利益に寄与する活動を行っている団体に属する者

（４） 市内に事業所を有する法人の代表者、役員又は従業員

（５） その他市長が必要と認める者

第３条第２項中「ときは」の次に「、市長の委嘱により」を加え、同条第３項を削る。

第１０条を第１２条とし、第９条を第１１条とする。

第８条中「審議会」の次に「又は部会」を加え、同条を第１０条とする。

第７条の次に次の２条を加える。

（書面による審議）

第８条 審議会は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、審議会の調査審議に代えることができる。

２ 審議会は、前項の調査審議を行うに当たっては、あらかじめ調査審議事項及び運

営について定めなければならない。

- 3 第1項に規定する場合において、指定した期日までに到達しない意見は、議決の数に加えないものとする。

(部会)

第9条 審議会は、第2条各号に掲げる所掌事務を審議させるために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員及び議事に関係のある特別委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長の指名により、部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、部会を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 部会長は、部会の審議結果を審議会に報告する。
- 6 部会は、部会の構成員となる委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。